

北見市過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道北見市

目 次

●計画策定にあたって

| | |
|--------------------|---|
| (1) 計画策定の趣旨 | 1 |
| (2) 過疎地域の位置図 | 2 |

1. 基本的な事項

| | |
|-------------------------------|----|
| (1) 過疎地域の概況 | 3 |
| ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 | 3 |
| ① 自然 | |
| ② 歴史 | |
| ③ 社会・経済 | |
| イ 過疎の状況 | 4 |
| ウ 社会経済的発展の方向の概要 | 4 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 | 5 |
| ア 人口の推移と動向 | 5 |
| ① 市の人口推移と動向（3地域を含む市全体） | |
| ② 3地域の人口の推移と動向 | |
| イ 産業の推移と動向 | 8 |
| ① 市の産業構造（3地域を含む市全体） | |
| ② 3地域の産業の推移と動向 | |
| (3) 行財政の状況 | 10 |
| ア 行財政の状況 | 10 |
| イ 施設整備水準等の現況 | 11 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 | 12 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 13 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 13 |
| (7) 計画期間 | 13 |
| (8) 公共施設マネジメント基本計画との整合 | 14 |
| (9) SDGs（持続可能な開発目標） | 15 |

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

| | |
|------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 16 |
| (2) その対策 | 16 |
| (3) 計画 | 16 |

3. 産業の振興

| | |
|------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 18 |
| ア 農業 | |

| | |
|------------------------|----|
| イ 林業 | |
| ウ 水産業 | |
| エ 商業 | |
| オ 工業 | |
| カ 観光 | |
| (2) その対策 | 20 |
| ア 農業 | |
| イ 林業 | |
| ウ 水産業 | |
| エ 商業 | |
| オ 工業 | |
| カ 観光 | |
| (3) 計画 | 21 |
| (4) 産業振興促進事項 | 23 |
| (5) 公共施設マネジメント基本計画との整合 | 24 |

4. 地域における情報化

| | |
|------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 25 |
| (2) その対策 | 25 |
| (3) 計画 | 25 |

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

| | |
|------------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 26 |
| ア 道路 | |
| イ 交通確保対策 | |
| (2) その対策 | 26 |
| ア 道路 | |
| イ 交通確保対策 | |
| (3) 計画 | 27 |
| (4) 公共施設マネジメント基本計画との整合 | 30 |

6. 生活環境の整備

| | |
|------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 31 |
| ア 水道施設 | |
| イ 下水道処理施設 | |
| ウ 廃棄物処理施設 | |
| エ 消防・救急施設 | |
| オ 公営住宅 | |
| カ その他関連施設 | |

| | |
|-----------------------------|-----|
| (2) その対策 | 3 2 |
| ア 水道施設 | |
| イ 下水道処理施設 | |
| ウ 廃棄物処理施設 | |
| エ 消防・救急施設 | |
| オ 公営住宅 | |
| カ その他関連施設 | |
| (3) 計画 | 3 3 |
| (4) 公共施設マネジメント基本計画との整合..... | 3 5 |

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

| | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 現況と問題点 | 3 6 |
| ア 児童福祉 | |
| イ 高齢者の福祉 | |
| ウ 母子福祉 | |
| エ その他の保健・福祉 | |
| (2) その対策 | 3 7 |
| ア 児童福祉 | |
| イ 高齢者の福祉 | |
| ウ 母子福祉 | |
| エ その他の保健・福祉 | |
| (3) 計画 | 3 7 |
| (4) 公共施設マネジメント基本計画との整合..... | 3 8 |

8. 医療の確保

| | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 現況と問題点 | 3 9 |
| (2) その対策 | 3 9 |
| (3) 計画 | 3 9 |
| (4) 公共施設マネジメント基本計画との整合..... | 3 9 |

9. 教育の振興

| | |
|-------------------|-----|
| (1) 現況と問題点 | 4 0 |
| ア 学校教育 | |
| イ 社会教育 | |
| ウ コミュニティ活動・スポーツ振興 | |
| (2) その対策 | 4 0 |
| ア 学校教育 | |
| イ 社会教育 | |
| ウ コミュニティ活動・スポーツ振興 | |
| (3) 計画 | 4 1 |

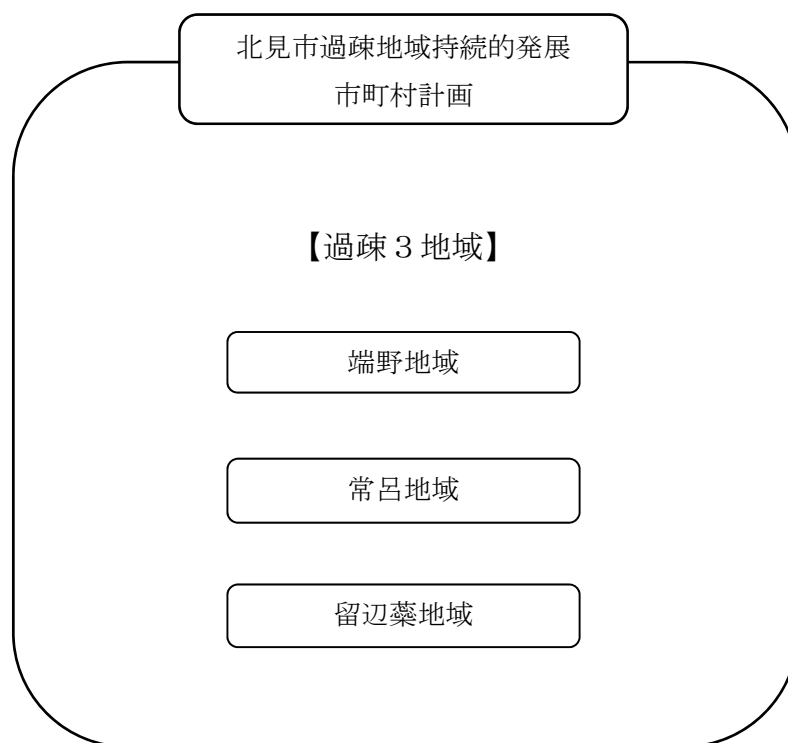
| | |
|---------------------------------|-----|
| (4) 公共施設マネジメント基本計画との整合 | 4 3 |
| 1 0. 集落の整備 | |
| (1) 現況と問題点 | 4 4 |
| (2) その対策 | 4 5 |
| (3) 計画 | 4 5 |
| (4) 公共施設マネジメント基本計画との整合 | 4 5 |
| 1 1. 地域文化の振興等 | |
| (1) 現況と問題点 | 4 6 |
| (2) その対策 | 4 7 |
| (3) 計画 | 4 7 |
| (4) 公共施設マネジメント基本計画との整合 | 4 7 |
| 1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進 | |
| (1) 現況と問題点 | 4 8 |
| (2) その対策 | 4 8 |
| (3) 計画 | 4 8 |
| (4) 公共施設マネジメント基本計画との整合 | 4 8 |
| 1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | |
| (1) 現況と問題点 | 4 9 |
| (2) その対策 | 4 9 |
| (3) 計画 | 4 9 |

● 計画策定にあたって

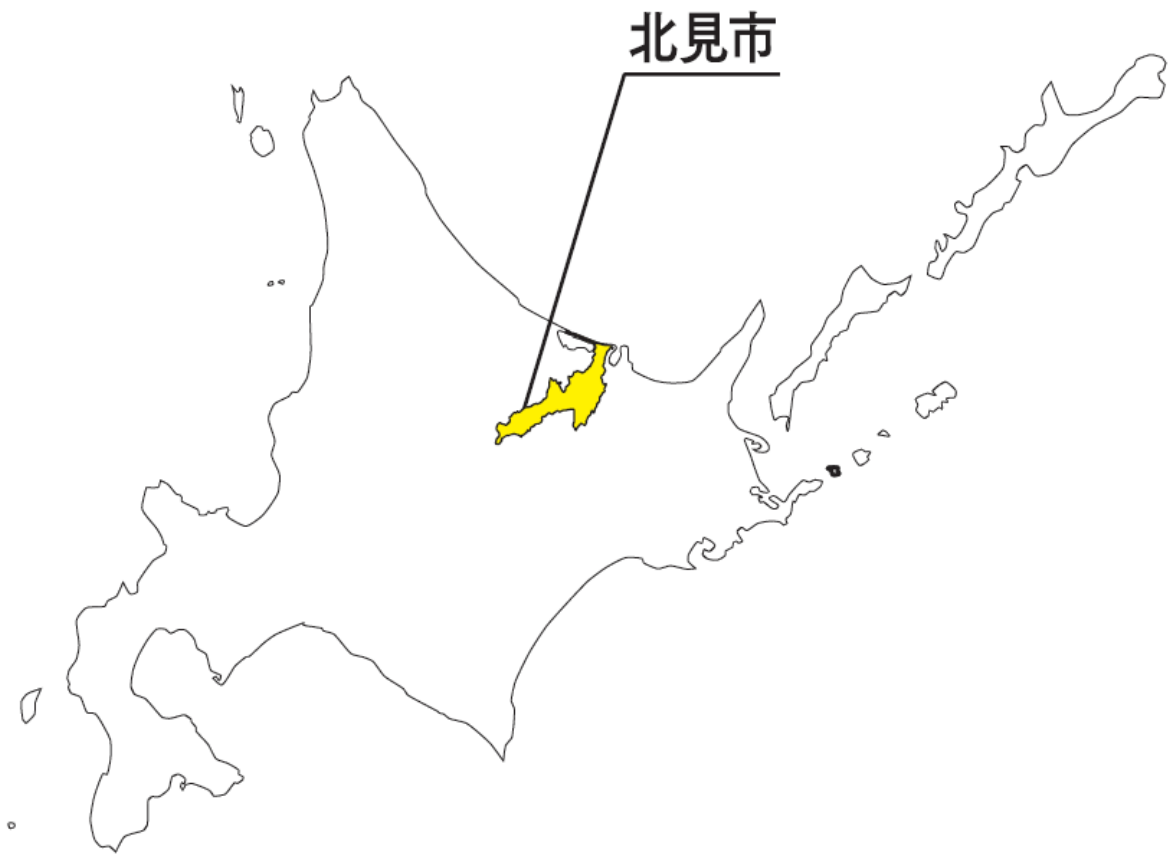
(1) 計画策定の趣旨

本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号)の規定により、過疎地域とみなされる端野町、常呂町、留辺蘂町の3地域の持続的発展の指針とするため、第2期北見市総合計画(以下、「総合計画」という。)及び北海道過疎地域持続的発展方針との整合を図りながら策定するものである。

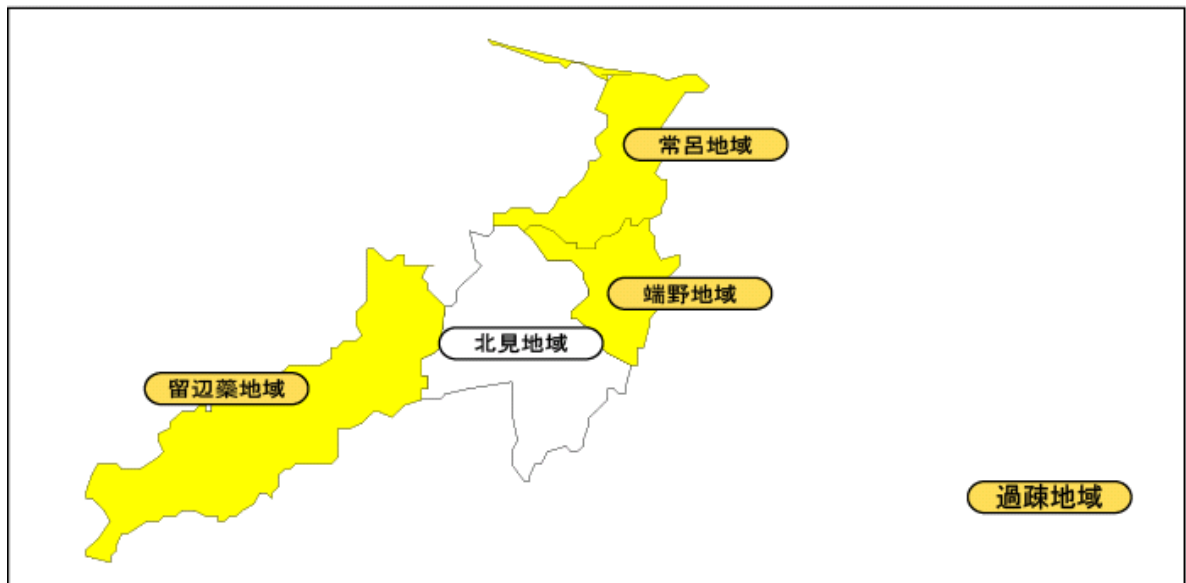
計画期間 令和3年度～令和7年度



(2) 過疎地域の位置図



北見市拡大図



1. 基本的な事項

(1) 過疎地域の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

端野地域・常呂地域・留辺蘂地域（以下、「3地域」という。）は、旧北見市をはさみ端野地域・常呂地域は北東に、留辺蘂地域は西に位置し、市域のうち、1,006.48km²で70.5%を占めている。

① 自然

本市は流氷が訪れるオホーツク海や、大雪山国立公園に隣接する樹海、常呂川・無加川の河川、サロマ湖、ワッカ原生花園など、自然条件に恵まれている。

気候は、降水量が少なく晴れた日が多い。夏期の最高気温は30℃を超える日もあるが、冬期の最低気温は-20℃以下になる日も多く寒暖の差が大きい。

② 歴史

・ 端野地域

本地域は、明治30年・31年に北方の防衛と北見の開拓を目的とした屯田兵が入地し、上・中・下野付牛屯田（相内・野付牛・端野）がそれぞれ置かれ、昭和36年9月1日の町制施行によって、「端野町」となった。平成18年3月5日に廃置分合により北見市・常呂町・留辺蘂町と新設合併した。

・ 常呂地域

本地域は、明治16年に常呂郡6カ村戸長役場が設けられ、明治30年の野付牛村、生顔常村の分離などを経て、大正4年二級町村制の施行により常呂村となった。また、昭和25年には町村制施行により「常呂町」となった。平成18年3月5日に廃置分合により北見市・端野町・留辺蘂町と新設合併した。

・ 留辺蘂地域

本地域は、明治16年に常呂郡6カ村戸長役場が設けられたのに合わせ、「生顔常村」と称されるようになり、明治30年に常呂郡6カ村戸長役場から分離した。大正4年には、一級町村制が施行され、「武華村」となり、大正10年の町制施行に伴い「留辺蘂町」となった。平成18年3月5日に廃置分合により北見市・端野町・常呂町と新設合併した。

③ 社会・経済

産業構造は、端野地域・常呂地域は第一次産業の比重が高く、特に、端野地域は農業、常呂地域は農・漁業が盛んで、留辺蘂地域は観光を含め第3次産業の比重が高く、地域経済を支えている。また、医療や買い物等、日常生活においては旧北見市との結びつきが極めて強い。

イ 過疎の状況

平成27年国勢調査における3地域の総人口は、15,247人で、昭和35年から連続して減少を続けており、昭和35年の人口38,484人と比較すると60.4%減少している。また、15歳～29歳の若年者比率にあっては9.7%で、人口に占める割合が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者比率は39.3%で、人口が減少しているなかにあって、大きく増加傾向にある。

これまでの過疎地域対策では、道路・上下水道・公営住宅・消防・防災及び保育園や学校など、社会基盤や保育施設、教育施設の整備に努め、充実を図ってきた。新計画においては、地域おこし協力隊制度の活用やふるさとテレワークの推進によるUJIターンの促進、生活環境の整備や地域の特色ある資源、優位性を活用した魅力あるまちづくりなど、人口流出対策や都市住民の受入体制の整備による地域の振興発展のための諸施策を展開する必要がある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

社会資本整備の進展や情報通信技術の発達などによる生活環境の変化に伴い、住民の日常生活も利便性が増し、産業・経済活動も広域化してきている。

今後も、地域が一体となって連携を強め、地域の特性や資源を生かした地場産業や観光の振興を図るとともに、「北海道総合計画」に位置づけられた「オホーツク連携地域の中核都市」にふさわしい活気のある都市を目指す。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

①市の人口推移と動向（3地域を含む市全体）

本市の総人口は、平成27年国勢調査において121,226人、総世帯数56,202世帯となっている。

年齢別人口構成比は、年少人口（15歳未満）11.2%、生産年齢人口（15歳～64歳）58.4%、高齢者人口（65歳以上）30.1%となっており、年少人口の割合は昭和35年以降減少を続け、高齢者の割合は増加を続けている。

15歳から29歳までの人口は15,514人で、若年者比率は12.8%となっており、人口に占める割合が減少傾向にあり、高齢者比率は平成27年では30.1%と、全道の28.9%、全国の26.7%を上回っており、少子高齢化が進んでいる状況にある。

将来推計を見ても、少子高齢化の傾向は続くものと予想される。

②3地域の人口の推移と動向

国勢調査における地域全体の人口は、平成27年国勢調査において15,247人で、昭和35年の38,484人から一貫して減少が続き、55年間の減少率は60.5%となっている。

年齢階層別の人口の推移では、15歳～29歳の若年者比率が9.7%と著しく低下しているのに対し、65歳以上の高齢者比率が39.3%と急速に高くなっており、年齢構成が大きく変化している。今後においても、少子高齢化の傾向は続くものと予想される。

人口の推移（国勢調査）

○3地域

（単位：人、%）

| 区 分 | 昭和35年 | 昭和50年 | | 平成2年 | |
|-----------------|--------|--------|-------|--------|-------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 38,484 | 26,662 | △30.7 | 22,478 | △15.7 |
| 0歳～14歳 | 13,818 | 6,329 | △54.2 | 3,914 | △38.2 |
| 15歳～64歳 | 23,008 | 18,043 | △21.6 | 14,927 | △17.3 |
| うち15歳～29歳(a) | 10,392 | 5,788 | △44.3 | 3,535 | △38.9 |
| 65歳以上(b) | 1,658 | 2,290 | 38.1 | 3,635 | 58.7 |
| (a)／総数 若年者比率 | 27.0 | 21.7 | — | 15.7 | — |
| (b)／総数 高齢者比率 | 4.3 | 8.6 | — | 16.2 | — |

| 区 分 | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|-----------------|---------|-------|---------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 18,650 | △17.0 | 15,247 | △18.2 |
| 0 歳～14 歳 | 2,306 | △41.1 | 1,347 | △41.6 |
| 15 歳～64 歳 | 10,954 | △26.6 | 7,885 | △28.0 |
| うち 15 歳～29 歳(a) | 2,167 | △38.7 | 1,476 | △31.9 |
| 65 歳以上(b) | 5,390 | 48.3 | 5,998 | 11.3 |
| (a)／総数 若年者比率 | 11.6 | — | 9.7 | — |
| (b)／総数 高齢者比率 | 28.9 | — | 39.3 | — |

○市全体

(単位：人、%)

| 区 分 | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | |
|-----------------|---------|---------|-------|---------|-------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 105,416 | 118,181 | 12.1 | 129,725 | 9.8 |
| 0 歳～14 歳 | 35,600 | 29,668 | △16.7 | 24,521 | △17.3 |
| 15 歳～64 歳 | 65,345 | 80,813 | 23.7 | 89,596 | 10.9 |
| うち 15 歳～29 歳(a) | 30,501 | 30,182 | △1.0 | 26,286 | △12.9 |
| 65 歳以上(b) | 4,471 | 7,659 | 71.3 | 14,758 | 92.7 |
| (a)／総数 若年者比率 | 28.9 | 25.5 | — | 20.3 | — |
| (b)／総数 高齢者比率 | 4.2 | 6.5 | — | 11.4 | — |

| 区 分 | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|-----------------|---------|-------|---------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 129,365 | △0.3 | 121,226 | △6.3 |
| 0 歳～14 歳 | 17,248 | △29.7 | 13,570 | △21.3 |
| 15 歳～64 歳 | 84,113 | △6.1 | 70,781 | △15.9 |
| うち 15 歳～29 歳(a) | 21,356 | △18.8 | 15,514 | △27.4 |
| 65 歳以上(b) | 27,983 | 89.6 | 36,437 | 30.2 |
| (a)／総数 若年者比率 | 16.5 | — | 12.8 | — |
| (b)／総数 高齢者比率 | 21.6 | — | 30.1 | — |

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しない。

市全体の将来人口の推計（北見市人口ビジョンより）

○総人口推計①（国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠）

（単位：人、％）

| 区 分 | 令和 2 年 | 令和 7 年 | 令和 12 年 | 令和 17 年 | 令和 22 年 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総 数 | 116,311 | 110,446 | 104,059 | 97,226 | 89,919 |
| 0 歳～14 歳 | 12,143 | 10,826 | 9,602 | 8,475 | 7,592 |
| 15 歳～64 歳 | 64,482 | 59,167 | 53,859 | 48,760 | 42,367 |
| うち 15～29 歳(a) | 14,089 | 12,432 | 10,958 | 9,795 | 8,712 |
| 65 歳以上(b) | 39,685 | 40,453 | 40,598 | 39,991 | 39,961 |
| (a)／総数 若年者比率 | 12.1 | 11.3 | 10.5 | 10.1 | 9.7 |
| (b)／総数 高齢者比率 | 34.1 | 36.6 | 39.0 | 41.1 | 44.4 |

○総人口推計②（推計①＋出生率上昇）

合計特殊出生率が令和 1 2 年までに 1.8、令和 2 2 年までに 2.07 まで上昇すると仮定

（単位：人、％）

| 区 分 | 令和 2 年 | 令和 7 年 | 令和 12 年 | 令和 17 年 | 令和 22 年 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総 数 | 116,610 | 111,374 | 105,825 | 99,974 | 93,774 |
| 0 歳～14 歳 | 12,443 | 11,753 | 11,367 | 10,963 | 10,659 |
| 15 歳～64 歳 | 64,482 | 59,167 | 53,859 | 49,020 | 43,154 |
| うち 15～29 歳(a) | 14,089 | 12,432 | 10,958 | 10,055 | 9,500 |
| 65 歳以上(b) | 39,685 | 40,453 | 40,598 | 39,991 | 39,991 |
| (a)／総数 若年者比率 | 12.1 | 11.2 | 10.4 | 10.1 | 10.1 |
| (b)／総数 高齢者比率 | 34.0 | 36.3 | 38.4 | 40.0 | 42.6 |

○総人口推計③（推計②+移動均衡）

推計②に加え、転出超過数が令和22年に均衡した状態になると仮定

（単位：人、％）

| 区 分 | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 総 数 | 116,610 | 111,695 | 106,739 | 101,790 | 96,814 |
| 0歳～14歳 | 12,443 | 11,833 | 11,631 | 11,542 | 11,711 |
| 15歳～64歳 | 64,482 | 59,472 | 54,716 | 50,733 | 46,075 |
| うち15～29歳(a) | 14,089 | 12,773 | 11,742 | 11,353 | 11,353 |
| 65歳以上(b) | 39,685 | 40,389 | 40,393 | 39,515 | 39,028 |
| (a)／総数 若年者比率 | 12.1 | 11.4 | 11.0 | 11.2 | 11.7 |
| (b)／総数 高齢者比率 | 34.0 | 36.2 | 37.8 | 38.8 | 40.3 |

※端数処理の関係から、年齢3区分別人口推計値の合計と総人口が一致しない場合がある。

イ 産業の推移と動向

①市の産業構造（3地域を含む市全体）

本市の平成27年国勢調査における産業別就業人口比率は、第一次産業7.0％、第二次産業17.2％、第三次産業68.5％となっている。

全国的な傾向と同様、第一次産業の就業人口比率は昭和35年以降一貫して減少を続けており、今後においても、この傾向は続いていくものと予想される。

②3地域の産業の推移と動向

国勢調査における3地域の平成27年の産業別就業人口は第一次産業就業人口比率では、28.0％となっており全国の4.0％に対し著しく高く、第二次産業就業人口比率は15.2％となっており、全国の25.0％よりも低い。また、第三次産業就業人口比率は55.5％と全国の71.0％よりも低く、第一次産業の比率が極めて高い就業構造となっているが、昭和35年から平成27年までの55年間の第一次産業就業者数の減少率は79.7％となっており、著しく減少している。

産業別人口の動向（国勢調査）

○ 3 地域

（単位：人、％）

| 区 分 | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | |
|-----------------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 18,132 | 13,897 | △ 23.4 | 11,953 | △ 14.0 |
| 第一次産業 就業人口比率 | 56.5 | 35.8 | － | 29.9 | － |
| 第二次産業 就業人口比率 | 19.9 | 23.5 | － | 24.3 | － |
| 第三次産業 就業人口比率 | 23.5 | 40.7 | － | 45.8 | － |

| 区 分 | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|-----------------|---------|--------|---------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 9,378 | △ 21.5 | 7,406 | △21.0 |
| 第一次産業 就業人口比率 | 26.7 | － | 28.0 | － |
| 第二次産業 就業人口比率 | 17.7 | － | 15.2 | － |
| 第三次産業 就業人口比率 | 55.6 | － | 55.5 | － |

○市全体

（単位：人、％）

| 区 分 | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | |
|-----------------|---------|---------|------|--------|------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 47,783 | 56,351 | 17.9 | 63,767 | 13.2 |
| 第一次産業 就業人口比率 | 41.3 | 17.4 | － | 11.0 | － |
| 第二次産業 就業人口比率 | 19.3 | 25.0 | － | 24.5 | － |
| 第三次産業 就業人口比率 | 39.4 | 57.4 | － | 64.2 | － |

| 区 分 | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|-----------------|---------|------|---------|------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 61,051 | △4.3 | 55,971 | △8.3 |
| 第一次産業 就業人口比率 | 7.5 | － | 7.0 | － |
| 第二次産業 就業人口比率 | 19.9 | － | 17.2 | － |
| 第三次産業 就業人口比率 | 70.8 | － | 68.5 | － |

※総数に分類不能の数を含んでいるため、就業人口比率の合計は必ずしも 100%とならない。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の状況

本市の行財政状況は、歳入では、地方交付税が合併後10年間の特例期間の終了により、平成28年度から段階的に縮減され、令和3年度から一本算定となり、歳出にあつては、高齢者・障がい者に対する扶助費や子ども・子育て支援の拡充などの社会保障関係経費の増嵩や公共施設の更新需要など、今後においても財政需要の拡大が続くことが見込まれている。また、多様化する市民ニーズや著しく変化する社会経済に迅速に対応し、継続的で安定的な行政サービスを提供していくためにも、弾力的かつ健全な財政運営が必要不可欠である。このことから、「北見市行財政改革推進計画」の取り組み項目に基づく事務事業の見直しを実施するとともに、限られた財源を有効に活用するなど、今後も引き続き、持続的で安定的な財政運営を目指し、より一層の努力をしていかなければならない状況にある。

市町村財政の状況

○市全体

(単位：千円、%)

| 区 分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和元年度 |
|-----------------|------------|------------|-------------|
| 歳入総額 A | 70,500,364 | 72,965,464 | 72,538,941 |
| 一般財源 | 39,690,485 | 39,574,159 | 39,935,816 |
| 国庫支出金 | 7,785,375 | 10,546,585 | 9,638,423 |
| 都道府県支出金 | 4,081,899 | 3,858,181 | 5,960,017 |
| 地方債 | 7,300,486 | 12,363,199 | 11,285,365 |
| うち過疎対策事業債 | 380,900 | 2,788,700 | 1,899,400 |
| その他 | 11,642,119 | 6,623,340 | 5,719,320 |
| 歳出総額 B | 69,985,105 | 72,483,045 | 72,071,608 |
| 義務的経費 | 27,784,534 | 26,911,270 | 26,636,703 |
| 投資的経費 | 9,330,258 | 14,367,133 | 14,721,782 |
| うち普通建設事業 | 8,216,736 | 14,219,618 | 14,712,202 |
| その他 | 32,870,313 | 31,204,642 | 30,713,123 |
| (Bのうち過疎対策事業費) | 670,764 | 3,427,334 | 2,449,931 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 515,259 | 482,419 | 467,333 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 54,089 | 44,871 | 81,456 |
| 実質収支 C-D | 461,170 | 437,548 | 385,877 |
| 財政力指数 | 0.460 | 0.452 | 0.447 |
| 公債費負担比率 | 20.8 | 18.4 | 18.9 |
| 実質公債費比率 | 14.7 | 11.2 | 8.0 |
| 起債制限比率 | - | - | - |
| 経常収支比率 | 89.8 | 90.2 | 95.0 |
| 将来負担比率 | 124.1 | 121.7 | 144.0 |
| 地方債現在高 | 83,304,521 | 96,571,357 | 112,434,063 |

イ 施設整備水準等の現況

本市の令和元年度末における公共施設等の整備状況は、道路の改良率64.1%、舗装率59.6%、水道普及率95.6%、水洗化率96.9%となっている。また、人口千人当たりの病床数は、16.4床である。

3地域においては、過疎地域の指定を受けてから住民の生活環境の向上のため公共施設の整備を計画的に進めており、主要公共施設の整備水準は上昇しているが、上水道供給区域内の老朽化した施設の更新、水洗化率の低い地域の改善や学校施設長寿命化計画による改修など、今後、更なる整備の推進が必要となっている。

3 地域の小学校数

| | 小学校 | 中学校 | 義務教育学校 |
|-------|-----|-----|--------|
| 端野地域 | 1校 | 1校 | — |
| 常呂地域 | 3校 | 1校 | — |
| 留辺蘂地域 | 1校 | 1校 | 1校 |

主要公共施設等の整備状況

○市全体

| 区分 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 令和元年度末 |
|----------------------|---------|--------|---------|---------|--------|
| 市道 | | | | | |
| 改良率(%) | 6.6 | 6.6 | 54.1 | 64.2 | 64.1 |
| 舗装率(%) | 19.1 | 19.1 | 44.8 | 57.1 | 59.6 |
| 農道延長(m) | — | — | — | 5,986 | 10,972 |
| 耕地1ha当たり農道延長(m) | — | — | — | — | — |
| 林道延長(m) | — | — | — | 94,513 | 91,388 |
| 林野1ha当たり林道延長(m) | — | — | — | — | — |
| 水道普及率(%) | 90.3 | 90.3 | 96.0 | 95.1 | 95.6 |
| 水洗化率(%) | 81.5 | 81.5 | 96.1 | 94.4 | 96.9 |
| 人口千人当たり病院・診療所の病床数(床) | 15.3 | 15.3 | 21.5 | 19.1 | 16.4 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、オホーツク圏の中核都市として都市基盤が整備され、政治・経済・教育・文化・医療などの総合的な都市機能が集中している北見地域と、穏やかな田園景観と都市的な利便性がほどよく調和している端野地域、自然景観・埋蔵文化財などの観光資源に恵まれ漁業・農業を主要産業とする常呂地域、農林業と温泉観光を主要産業としノーマライゼーション運動など福祉のまちづくりを進めている留辺蘂地域と、それぞれ個性豊かな活力あるまちづくりを進めている。

3地域は、これまでも「北見市過疎地域自立促進市町村計画」を策定し、社会基盤や保育施設、教育施設の整備などの過疎対策を進めてきたが、依然として若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足など多くの課題を抱えている現状にある。

総合計画に掲げている市の将来像「ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市 ー未来を拓く活力創造都市 北見ー」を実現するため、5つの「まちづくりの基本目標」に沿った諸施策、北見地域定住自立圏共生ビジョンに基づく、構成市町での広域的連携による地域資源を活かした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会を形成していく。

【将来像】

ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市 ー未来を拓く活力創造都市ー

【まちづくりの基本目標】

1. 健康で安心して暮らせるまちづくり（健康・福祉）
2. 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化）
3. にぎわいと活力あふれるまちづくり（産業・観光）
4. 自然と調和する安全な住みよいまちづくり（環境・生活基盤）
5. 市民による自主自立のまちづくり（地域・自治）

【持続可能なまちづくりの展開方針】

1. 多核連携型のコンパクトなまちづくり
2. 市民主体の協働のまちづくり

【目指す方向性】

・端野地域

肥沃な大地に活力ある農業を基盤としながら、屯田の杜公園を中心とした子育て環境や教育環境を活かし、暮らしやすい住環境の維持向上を促進し、田園風景と暮らしが共生する地域コミュニティづくりを進め、豊かな暮らしがあるまちづくり

・常呂地域

多彩な地域資源を活かしながら、活力ある漁業や農業の振興、カーリングをはじめとするスポーツ振興や観光の推進、史跡常呂遺跡の世界文化遺産登録をめざす取組の推進、住民が共に支えあう地域コミュニティの強化を進めることで豊かな暮らしがあるまちづくり

・留辺蘂地域

地域資源を活かした地場産業の振興や観光、交流などを促進しながら、地域に根付いた支えあう地域コミュニティ活動を推進し、ぬくもりを感じる豊かな暮らしがあるまちづくり

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき基本目標を設定していく。

| 指標 | 基準値 | 目標値 (令和7年度) |
|-----------------------------------------|-----------------------------|------------------------|
| 全体人口 (合計特殊出生率の上昇、社会増減数の均衡) | 121,226人 (平成27年 国勢調査) | 111,700人 |
| うち、過疎地域の人口 | 15,247人 | 13,200人 |
| 任期終了後における地域おこし協力隊の過疎地域 への定住者数 | 3人 (平成27～令和 2年度の累計) | 4人 (令和3～7年度 の累計) |
| 市内に就職した市内大学新卒者数 | 29人 (平成30年度) | 50人 |
| 観光入込客数 | 1,435千人 (平成30年度) | 2,200千人 |
| 過疎地域の光回線の希望世帯カバー率 | 90.5% (令和元年度) | 100% |
| 「保育所などの子育て環境が充実している」と思 う過疎地域の住民の割合 | 55.8% (平成29年度) | 60% |
| 「高齢者への支援体制が充実している」と思う過 疎地域の住民の割合 | 54.9% (平成29年度) | 60% |
| 「公共交通が充実している」と思う過疎地域の住 民の割合 | 34.5% (平成29年度) | 40% |
| 「生涯学習が充実している」と思う過疎地域の住 民の割合 | 38.1% (平成29年度) | 45% |
| 「まちづくりへの市民参画機会が充実している」 と思う過疎地域の住民の割合 | 40.6% (平成29年度) | 45% |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、総合計画に基づく施策単位で目標の達成に向けた進捗状況や成果指標の達成度を内
部で評価・検証し、外部評価を行い、結果を広く公表していく。

また、住民アンケートを実施し、住民の意識の変化や施策への満足度を確認していく。

(7) 計画期間

計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本市は、平成18年に1市3町が合併したことにより全国4位となる行政面積をもつ自治体となった。旧市町ごとに使用していた庁舎や文化ホール等については、これまでも整備をすすめてきたが、その中には、目的が重複しているもの、市民ニーズの多様化や少子高齢化などの社会環境の変化によって利用率が低下しているものもある。

また、本市が保有する施設は、昭和50年代に整備されたものが多く、それ以前に整備されたものも含め、大規模改修や建て替えが今後一定期間に集中することが想定される。

少子高齢化が一層進む中、時代の変化に対応した持続可能な行政サービスを提供するためには、「公共施設の『量』から『質』への転換に向けた将来のあり方」を早期に検討する必要がある。

このことから、中長期的な視点のもと人口減少、少子高齢化に伴う社会情勢の変化に対応した公共施設のあり方を検討していくための基本的な考え方をまとめた「北見市公共施設マネジメント基本計画」を平成28年3月に策定した。

公共施設マネジメント基本計画においては、改築の必要がある施設の複合化や多機能化を含む「最適配置」と、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減を目指す「予防保全」の2つの観点からマネジメントに取り組むことを基本としており、個別の公共施設のあり方を具体的に検討した個別計画を策定し、道路等のインフラ施設や公営住宅等の施設は、すでに策定されている改修計画や長寿命化計画に基づき再整備を図っていくことを基本とする。

3地域においては、公共施設マネジメント基本方針や基本計画に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を本計画に登載し、適切に実施していく。

【参考：公共施設（建築物）マネジメント基本方針】

基本方針1：施設の再編や複合化により、公共施設の総量を削減する。

人口減少や少子高齢化、市民のニーズやライフスタイルの変化に対応し、本来求められていた機能が時代に合わなくなった施設は整理統合して、施設の再編と圧縮を図り、「公共施設の『量』から『質』への転換」を目指す。

基本方針2：適切な改修・補修で、公共施設に係るコストを平準化する。

改修・更新（建替）に係る保全費用が公共施設の一生を通じて安価になるように、計画的・予防的な工事を行うとともに、公共施設の長寿命化を計画的に実施する。

基本方針3：安全・安心な公共施設を市民に提供する。

公共施設は、良質な市民サービスを提供する拠点であり、その本来の目的に沿った機能が常に確保されている必要がある。地震や風水害、雪害への備えを万全にして市民の安全を確保していく。

(9) SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を期限とする国際社会共通の「持続可能な開発目標」のことであり、17のゴール(目標)と169のターゲット(より具体的な目標)から構成されている。

SDGsの理念については、本計画で示している基本方針と重なるものであり、本計画を推進することで、SDGs達成に向けた取組を推進することにつながるため、事業内容ごとにSDGsの目標を関連付ける。



2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



(1) 現況と問題点

3地域では、少子高齢化や都市部への人口流出が進み、各業種での人材不足がみられるようになってきている。地域の発展や地域住民の生活向上を図るため、定住促進はもとより、若年者が地元で就職しやすい環境づくりや地域への関心を高める取組を図り、魅力あふれる地域を創造することが、ますます重要となっている。

また、3地域がこれまで積み上げてきた他の自治体等との各種連携・交流事業を促進し、郷土への愛着を深める取組を引き続き推進していく必要がある。

(2) その対策

- ・ 関係人口の増加や移住・定住の取組の推進
- ・ 求人・求職情報の提供による地元企業への就労支援
- ・ 市内大学と連携した若年層の定住への取組
- ・ 交流機会を拡充するための地域間交流事業の推進
- ・ 地域おこし協力隊の活用
- ・ 地域プロジェクトマネージャーの活用
- ・ 技能者育成奨励金制度

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----|
| 1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成 | (4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 | <p>地域おこし協力隊事業 地域との交流を通じ、地域活性化、人材定着を図る。</p> <p>若者地元定着促進事業 若者就職サポート専用ウェブサイトの運営、オホーツク合同企業セミナー（道央）の開催、U J I ターン促進支援事業の実施等を通じ、人材定着・U J I ターンの促進を図る。</p> <p>雇用創造推進事業 厚生労働省の地域雇用活性化推進事業を受託実施し、人材定着・U J I ターンの促進を図る。</p> | <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| | <p data-bbox="424 465 549 497">地域間交流</p> <p data-bbox="424 846 523 878">人材育成</p> | <p data-bbox="651 277 842 309">雇用就業推進事業</p> <p data-bbox="676 322 1241 398">オホーツク合同企業セミナー（北見）の開催を通じ、人材定着・U J I ターンの促進を図る。</p> <p data-bbox="651 465 868 497">姉妹都市等交流事業</p> <p data-bbox="676 510 1251 586">地域間交流を行い、友好親善を深めるとともに、交流を通じて地域の活性化を図る。</p> <p data-bbox="651 654 820 685">ふるさと会事業</p> <p data-bbox="676 698 1251 775">各地域のふるさと会等との交流により地域の活性化を図る。</p> <p data-bbox="651 842 916 873">ものづくり人材育成事業</p> <p data-bbox="676 887 1251 1016">北海道立北見高等技術専門学院への入校生に対して奨励金を交付し、地域における「ものづくり人材」の確保を図る。</p> | <p data-bbox="1279 277 1315 309">市</p> <p data-bbox="1279 465 1331 497">民間</p> <p data-bbox="1279 654 1315 685">市</p> <p data-bbox="1279 842 1315 873">市</p> | |

3. 産業の振興



(1) 現況と問題点

ア 農業

本市は、大雪山の麓からオホーツク海沿岸までの東西約110kmと広範囲にわたる中、約22,000haに及ぶ耕地面積を有し、太陽と豊かな大地の恵みを受けて稲作や麦類、馬鈴しょ、てん菜、豆類などの畑作と玉ねぎを中心とした野菜などの他、酪農や肉用牛、養豚など、多様な経営が行われている。

農業は3地域の基幹産業に位置付けられているが、総農家戸数は、平成27年度、端野地域が230戸、常呂地域が155戸、留辺蘂地域が121戸と平成12年度に比べると、端野と常呂地域は約23%の減少、留辺蘂地域にあつては約40%の大幅な減少となっている。

農家戸数の減少に伴い、担い手農家へ農地が集積することにより経営面積の規模拡大が進んでいる一方、農業機械の大型化・高性能化が進んでいるものの、生産性の低い農地の流動化の停滞や労働力不足が課題となっている。

3地域の農業生産は、小麦・てん菜・馬鈴しょ・豆類の畑作物と玉ねぎを基幹作物としながら、地域の特性を生かしたペコロス、にんにく、高級菜豆、白菜・レタス等の作付けが行われているほか、端野地域では水稻が、留辺蘂地域では畜産も主要な位置にある。

本市の基幹産業である農業の持続的な発展のために、安定した農業生産を図るための生産基盤の強化、担い手の育成と労働力の確保、安全・安心な農業生産や多様な販路の拡大、農村地域の活性化などを北海道、近隣自治体、関係団体等と連携を図りながら推進する必要がある。

総農家戸数

| | 平成7年度 | 平成12年度 | 平成17年度 | 平成22年度 | 平成27年度 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 端野地域 | 362 | 298 | 275 | 253 | 230 |
| 常呂地域 | 229 | 201 | 171 | 160 | 155 |
| 留辺蘂地域 | 236 | 200 | 153 | 136 | 121 |

資料：農林水産省「世界農林業センサス」「農業センサス」

イ 林業

本市は市域の約66%が森林であり、このうち、端野、常呂、留辺蘂の3地域の森林が各地域の面積に占める割合は、端野、常呂地域では約50%と半分であるのに対し、留辺蘂地域では約90%を占め、古くから森林と共に発展してきた地域である。

しかし、林業を取りまく環境は厳しく、木材価格の低迷、相続による世代交代や森林所有者の不在村化などによる森林所有者の経営意欲の低下により、整備の行き届かない森林の増加が懸念される。また、森林整備を担う林業従事者の確保も課題となっている。

森林は、木材生産機能のほか、国土保全や水源かん養、豊かな海を育むことや自然環境の保全などの公益的機能を有している。また、自然とのふれあいやレクリエーションなどの保健休養の場として多面的な活用が期待されており、森林の持つ多面的機能を生かした生活環境の整備が望まれている。

今後、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させ、林業の活性化を図るため、森林資源の循環利用の促進、林業従事者の育成・確保、高性能林業機械の導入、林道等の林内路網の整備や森林施業の低コスト化・効率化等が必要である。

ウ 水産業

常呂地域は、オホーツク海とサロマ湖に面しており、ホタテ漁業とサケ・マス定置網漁業を中心とした沿岸漁業などの水産業が基幹産業のひとつである。特にホタテ漁は、確立した増養殖技術とサロマ湖地域2町と漁協との連携による調査解析事業継続の実施、4輪採方式による計画的な漁獲により常呂地域の漁業生産量の約85%を占め、生産においては、共同経営体制の確立による漁家経営の安定化が図られている。漁業基地として常呂、栄浦、河口、サロマ湖漁港では、それぞれ計画的に整備が実施されている一方で既存施設の老朽化も進んでおり、長寿命化を図るための保全事業の継続が必要である。また、漁獲から加工・流通に係る過程においては、作業の効率化や衛生管理の高度化による質の高い水産物の供給が求められ、諸外国への輸出に向けた生産流通体系の推進や、地域の漁業者が安全に作業できる漁業環境の整備が必要である。

活力に満ちた水産業の推進には、漁業後継者の確保と多様な担い手の育成が不可欠であり、水産物の安定確保のため「つくり育てる漁業」と「資源管理型漁業」の持続的発展を図り、地域漁業の持つ魅力を高めていく必要がある。

エ 商業

3地域の商業は、中小零細商業者を中心として、地域内の消費購買力に支えられながら発展してきたが、人口減少による消費の低迷や、消費者ニーズの多様化、中核都市に大型店やロードサイド店舗が進出し、地域外へ購買力の流出が進んでいる。また、商店においても経営者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっており、旧来からの商店街や個人店は活力を失い、空洞化が進んでいる状況となっている。

商業の振興は、活力のあるまちづくりを進めていくうえでも必要不可欠であることから、経営基盤強化や販路拡大など、振興対策が必要である。

オ 工業

工業では、常呂地域が水産加工業、留辺蘂地域では林産加工業が主体となっている。

常呂地域は、恵まれた水産資源を利用した水産加工業が盛んであるが、従業員規模50人以下の小規模工場が多く、労働者の高齢化に起因する人手不足も深刻であることから、これらの企業の経営基盤の強化、経営体質の改善等が課題となっている。

また、留辺蘂地域は、木材・木製品などの地場資源を活用した林産加工業が大部分を占めている。本地域の企業の大半は規模が小さく、景気回復の遅れにより経営環境は厳しい状況が続いていることから、既存企業の振興を図るとともに、気候風土にあった地域資源活用型の林産業・工業の振興が課題である。このため、経済変化に適応し、既存中小企業の経営合理化、設備の近代化を積極的に進めるなどの地場産業の育成をはじめ、後継者の育成と生産力の向上に努め、経営基盤の強化と体質の改善を関係団体と連携を図りながら進めていく必要がある。

また、情報通信産業では、温泉地や国立・国定公園などの資源を活用したワーケーションのニーズが高まっていることから、テレワーク環境の整備はもとより、観光業と連携した情報通信産業の振興を進めていく必要がある。

カ 観光

3地域は、大雪山からサロマ湖・オホーツク海へと雄大な自然と緑豊かな農村景観を有する観光資源の宝庫である。

端野地域は、緑豊かな農村景観を生かした学習・体験型体制の整備や文化・スポーツ・レクリエーション施設と連携した観光の促進、イベントの活性化が求められている。

常呂地域の観光の中心は、我が国第3位の面積を誇る「サロマ湖」の東岸に位置する「ワッカ原生花園」で、北海道遺産にも選定されている。しかし、ほとんどが夏季の通過型観光であるため、手工芸の館などの既存の体験型観光施設のほか、平成25年に建設されたアドヴィックス常呂カーリングホールと連動した通年・滞在型の観光商品の開発を、地域おこし協力隊員（ところ観光コンシェルジュ。令和元年8月着任）が中心となり開発、展開している。今後は、常呂地域に点在する観光資源等を効果的に活用するなど、着地型・体験型観光へと発展させるため、観光としての商品価値を高めることや、誘客・集客に繋げるために、新たな観光や商品開発への取組が必要となっている。

留辺蘂地域は、大雪観光圏と阿寒観光圏との中継地として発展してきた温根湯温泉を有しており、平成7年には観光振興の一連事業として「道の駅おんねゆ温泉」が誕生し、ハト時計「果夢林」・「果夢林の館」等の施設が整備された。また、温泉街の再生整備計画により、平成24年に「山の水族館」が道の駅に移転改築され、その人気により平成25年には年間約80万人の観光客が訪れている。今後は、観光客の入り込みが一過性とならないよう、山の水族館を軸に既存観光施設等と連動させた観光商品の開発が必要となっている。

(2) その対策

ア 農業

- ・ 農業生産基盤の強化・支援
- ・ 安全・安心な農業生産の推進
- ・ 農畜産物の高付加価値化と販路拡大の推進
- ・ 安定した農業経営力の強化・支援
- ・ 活力と魅力ある農村づくりの推進

イ 林業

- ・ 豊かな森林づくりの推進
- ・ 林業経営基盤の強化
- ・ 林道基盤の整備

ウ 水産業

- ・ 水産資源環境の保全等、つくり育てる栽培漁業の推進
- ・ 漁業基盤整備事業等の推進
- ・ 水産物流通及び加工品製造における高品質・高付加価値化の推進
- ・ 調査研究体制の推進・強化

エ 商業

- ・ 中心市街地及び地域商店街の近代化と活性化の推進
- ・ 商工会議所及び他産業との連携強化
- ・ 地域密着型サービスの充実

- ・ 地元購買力の向上
- ・ 広域集客活動の推進
- ・ 消費者対策の充実

オ 工業

- ・ 林産業・工業の育成
- ・ 林産業・工業の振興
- ・ 産業クラスター等の支援
- ・ 地場産業等の振興
- ・ ふるさとテレワークの推進

カ 観光

- ・ 観光地及び観光資源の環境整備
- ・ 観光客誘致事業の展開
- ・ 観光関係団体との連携
- ・ エコ・ミュージアム型観光及び体験型・通年型・滞在型観光の促進
- ・ 地域観光イベント等の推進
- ・ 周遊観光ルートの充実

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|------------------|-------------------|-----------------------------|----------|----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 林業 | 林道橋りょう整備事業 | 市 | |
| | (2) 漁港施設 | 水産基盤整備事業（機能保全） | 道 | |
| | | 漁港関連施設整備事業 | 民間 | |
| | (3) 経営近代化施設 農業 | 水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型） | 道 | |
| | | 水利施設等保全高度化事業（高収益作物転換型） | 道 | |
| | | 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設整備型） | 道 | |
| | | 農地整備事業（経営体育成型） | 道 | |
| 農地防災事業（ため池等整備事業） | 道 | | | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------|----|
| | | 農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業） | 道 | |
| | | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 市 | |
| | | 農地排水対策事業 | 市 | |
| | | 草地畜産基盤整備事業（草地整備型） | 道 | |
| | | 草地畜産基盤整備事業（畜産担い手育成総合整備型） | 民間 | |
| | (4) 地場産業の振興 加工施設 | 端野町農業振興センター整備事業 | 市 | |
| | | グリーンクアパーク整備事業 | 市 | |
| | (9) 観光又はレクリ エーション | 常呂町森林公園整備事業 | 市 | |
| | | 八方台スキー場設備更新事業 | 市 | |
| | | 八方台森林公園整備事業 | 市 | |
| | | D51型蒸気機関車修復整備事業 | 市 | |
| | | 道の駅おんねゆ温泉整備事業 | 市 | |
| | | 山の水族館整備事業 | 市 | |
| | | 滝の湯ポンプ泉源整備事業 | 市 | |
| | (10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業 | 多面的機能支払交付金事業 水路、農道、法面等、農業を支える共用の整備を維持管 理し、共同作業により地域の営農を推進する。 | 民間 | |
| | | 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業 道営農業農村整備事業に係る農家負担額を軽減し、生産基 盤整備を促進する。 | 道 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|----------------------------------------------------------------------|----------|----|
| | 商工業・6次産業化 | 商業活性化推進事業 商業の振興や活性化の推進を図る。 | 民間 | |
| | 観光 | 地域まつり・イベント事業 地域資源を活用したまつりやイベントを行い、観光及び地域活性化を図る。 | 民間 | |
| | | 観光物産振興団体等補助事業 地域資源を活用した観光や物産等の振興を図る。 | 民間 | |
| | | 観光商品開発事業 通年・滞在型の観光商品の開発を行い、観光振興を図る。 | 市 | |
| | その他 | 有害鳥獣対策事業 有害鳥獣に対する駆除及び侵入防止対策を行い農作物被害の防止を図る。 | 市 | |
| | | 北見市中小企業振興基本条例推進事業 中小企業向けセミナーの開催、スタートアップ企業輩出支援、創業費用補助を行い創業者の促進を図る。 | 市 | |
| | (11)その他 | 田園空間施設整備事業（端野町石倉公園） | 市 | |
| | | 小麦乾燥調製貯蔵施設利用負担軽減対策事業 | 市 | |
| | | 中山間地域等直接支払推進事業 | 市 | |

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|------------------------------------|------------------------|----|
| 過疎地域全域 | 製造業、農林水産物等 販売業、旅館業、情報 サービス業等 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(iii) 産業の振興施策の実施にあたっては、北見地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、広域的連携を図っていく。

(5) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

4. 地域における情報化



(1) 現況と問題点

近年の情報化社会の進展はめざましく、市民のニーズは一層多様化、高度化し、教育分野での学習環境の向上、農村地域でのスマート農業の推進、テレワークの推進など、幅広い分野においてデジタル化が進み、条件不利地域での情報格差の是正が求められている。そのためには、民間事業者とも連携しながら情報通信基盤の整備を促進し、高度情報化に対応する環境整備を図っていく必要がある。

(2) その対策

- ・ 高度情報化の促進
- ・ 未来技術を活用した取組

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|----------------------------------------------|--------------|----------|----|
| 3 地域における情報化 | (1)電気通信施設等 情報化のための施設 その他の情報化のための施設 | 高度無線環境整備推進事業 | 市 | |

5. 交通施設の整備、交通手段の確保



(1) 現況と問題点

ア 道路

3地域には、道央につながる国道39号やオホーツク地域を縦断する国道238号など、国道4路線と道道15路線がある。国道及び道道は、すべて舗装されているものの、地域と地域を結ぶ道道には、改良年次が古く幅員も狭いため危険な箇所や歩道が設置されていない箇所があり、改良整備が急がれている。

また、市道については、3地域における改良率が46.3%、舗装率が42.9%（令和2年3月31日現在）という低い状況にあり、今後も計画的な整備が必要となっている。

整備済みの道路においても老朽化が進んでおり、長寿命化計画等に基づき計画的な維持管理を行う必要がある。

イ 交通確保対策

3地域においては、鉄道や路線バス、スクールバス、タクシーといった公共交通機関が、地域間の通勤・通学・通院や大都市への移動など重要な役割を果たしている。特に高齢化が進む近年は必要不可欠な状況である。交通空白地におけるスクールバスの一般混乗や乗合タクシーの導入検討等も行っているが、人口の減少や自家用車の普及など乗客の減少が続いているのも実態である。乗客のニーズを把握し、生活路線の確保を図るとともに、待合い環境や交通機関の使いやすさ等の効果的な利用促進に係る取組が必要となっている。

また、冬期間における通勤・通学などの住民生活や、地域の経済活動に必要な円滑な交通確保及び除雪体制の強化のため、除雪機械の計画的な更新を行う必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- ・ 道道・市道の整備促進
- ・ 地域内生活道路の改良・舗装整備
- ・ 交通安全対策の推進
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画による計画的な維持管理

イ 交通確保対策

- ・ 地域実情に合った持続可能な公共交通網の形成
- ・ 公共交通の維持対策
- ・ 公共交通の利用促進策の推進
- ・ 除雪車両整備

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------------------------|----------------|----------------------------------------|----------|----|
| 4 交通施設の整備、 交通手段の確保 | (1) 市町村道 道路 | 端野町7号線改良舗装事業 改良舗装 L=550m、W=13.0m | 市 | |
| | | 端野町10号線改良舗装事業 改良舗装 L=600m、W=8.0m | 市 | |
| | | 端野町14号線改良舗装事業 改良舗装 L=77m、W=5.0m | 市 | |
| | | 端野町18号線改良舗装事業 改良舗装 L=300m、W=8.0m | 市 | |
| | | 端野町126号線改良舗装事業 改良舗装 L=3,300m、W=6.5m | 市 | |
| | | 端野町131号線改良舗装事業 改良舗装 L=30m、W=8.0m | 市 | |
| | | 端野町167号線改良舗装事業 改良舗装 L=50m、W=6.0m | 市 | |
| | | 端野町182号線改良舗装事業 改良舗装 L=120m、W=5.0m | 市 | |
| | | 端野町194号線改良舗装事業 改良舗装 L=2,400m、W=6.5m | 市 | |
| | | 端野町201号線改良舗装事業 改良舗装 L=340m、W=8.0m | 市 | |
| | | 端野町227号線改良舗装事業 改良舗装 L=120m、W=8.0m | 市 | |
| 端野町254号線改良舗装事業 改良舗装 L=200m、W=8.0m | 市 | | | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|--------------------------------------|----------|----|
| | | 端野町263号線改良舗装事業 改良舗装 L=48m、W=6.0m | 市 | |
| | | 端野町265号線改良舗装事業 改良舗装 L=130m、W=5.0m | 市 | |
| | | 端野町270号線改良舗装事業 改良舗装 L=110m、W=8.0m | 市 | |
| | | 端野町288号線改良舗装事業 改良舗装 L=200m、W=6.0m | 市 | |
| | | 端野町289号線改良舗装事業 改良舗装 L=250m、W=6.0m | 市 | |
| | | 端野町294号線改良舗装事業 改良舗装 L=130m、W=5.0m | 市 | |
| | | 端野町296号線改良舗装事業 改良舗装 L=70m、W=5.0m | 市 | |
| | | 端野町297号線改良舗装事業 改良舗装 L=100m、W=5.0m | 市 | |
| | | 端野町299号線改良舗装事業 改良舗装 L=100m、W=5.0m | 市 | |
| | | 端野町300号線改良舗装事業 改良舗装 L=80m、W=5.0m | 市 | |
| | | 端野町301号線改良舗装事業 改良舗装 L=210m、W=5.0m | 市 | |
| | | 端野町304号線改良舗装事業 改良舗装 L=130m、W=5.0m | 市 | |
| | | 端野町306号線改良舗装事業 改良舗装 L=170m、W=5.0m | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|----------------|--------------------------------------------------------|----------|----|
| | | 端野町307号線改良舗装事業 改良舗装 L=180m、W=5.0m | 市 | |
| | | 常呂町基線道路整備事業 改良舗装 L=1,730m、W=8.0m | 市 | |
| | | 常呂町西1丁目道路整備事業 改良舗装 L=130m、W=8.0m | 市 | |
| | | 留辺蘂町あさひ保育所2号通り道路整備事業 改良舗装 L=402m、W=7.27~10.0m | 市 | |
| | | 留辺蘂町20号線道路整備事業 設計委託・用地測量・改良舗装 L=100m、W=9.0~12.0m | 市 | |
| | | 留辺蘂町栄町道路整備事業 改良舗装 L=120m、W=8.0m | 市 | |
| | | 市道オーバーレイ舗装整備事業 | 市 | |
| | 橋りょう | 橋梁長寿命化整備事業 | 市 | |
| | その他 | 河川改修事業 | 市 | |
| | | 河川土砂上げ事業 | 市 | |
| | (2)農道 | 農地整備事業(通作条件整備) | 道 | |
| | | 農村整備事業(農道・集落道整備事業) | 道 | |
| | (6)自動車等 自動車 | 道路パトロール車購入事業 | 市 | |
| | (8)道路整備機械等 | 除雪機械整備事業 | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| | (9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通 | 地域公共交通活性化事業 地域の实情に合った交通システムの検討・導入、バス 利用促進を推進する。 | 市 | |
| | | JR 石北本線維持対策事業 JR 石北本線の利用促進に係る広報活動や、利用促進 事業への助成等により鉄道の維持・存続を図る。 | 市 | |
| | | 地方バス路線維持対策事業 生活バス路線の確保・維持することにより住民が安心 して暮らせるまちづくりを推進する。 | 市 | |
| | その他 | 交通安全思想普及事業 交通安全に対する思想普及を推進し、交通事故のない まちづくり活動を推進する。 | 市 | |
| | | 地籍成果修正事業（計画修正面積A=125.74ha） 前回の地籍調査から相当の年数が経過している地籍 成果を修正し、境界問題の是正を図る。 | 市 | |

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

6. 生活環境の整備



(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本市では、平成31年4月に水道事業と簡易水道事業を統合し、一つの水道事業とした。令和元年度末現在、浄水場8か所、水道管路延長約1,208kmを有しており、給水普及率は95.6%となっている。

このうち、3地域の旧簡易水道地区については、管路延長約259km、給水普及率は94.4%となっている。3地域では、人口減少や節水機器の普及などによる給水量及び料金収入の減少が続いており、また、施設の老朽化も進んでいるため、今後、さらに厳しい経営状況となることが予想される。

このことから、施設の長寿命化を図りながら重要度に応じた更新を検討するなど、計画的な施設更新を進めるほか、更新の際には施設規模や効率化のための統廃合なども検討することで、施設の健全性確保による水道水の安定供給と経営の維持・改善の両立を図る必要がある。

イ 下水道処理施設

3地域では、快適な住環境の確保や公共用水域の水質保全を図るため、それぞれ公共下水道事業を行っている。また、常呂地域内栄浦地区では、漁業集落排水施設整備事業を行っている。令和元年度末の水洗化率は、端野地域91%、常呂地域78%、留辺蘂地域81%となっている。

3地域では、人口減少や節水機器の普及などに伴う汚水量及び使用料収入の減少が続いており、処理施設の老朽化も進行していることから、厳しい経営状況となることが予想されるが、下水道は、汚水の排除・トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、河川や海・湖等の公共用水域の水質保全にも寄与していることから、施設を保全し、安定的な下水処理を継続しなければならない。

また、地理的条件等から下水道等の集合処理施設の整備が困難な地域においては、合併処理浄化槽の普及促進を一層進める必要がある。

ウ 廃棄物処理施設

3地域のごみ処理は、分別収集、資源ごみ収集品目の拡大やごみ処理の有料化等に取り組み、減量化が進んでいる。今後は、さらなる減量化とリサイクルを推進するため、処理施設設備の適切な整備が必要である。

また、し尿処理については、「北見地区スクラムMICS事業」に取り組み、し尿・浄化槽汚泥前処理施設及び郊外投入施設を整備し、他自治体と共同で運用しているが、整備から10年以上が経過し、機器の更新等が必要となっている。

エ 消防・救急施設

3地域の消防体制は、住民の生命・財産を災害や火災などから守り、生活の安全を確保するた

め、訓子府町・置戸町とともに1市2町からなる北見地区消防組合を組織し、広域的に取り組んでいる。

今後、高齢社会の進展とともに出動件数が増加する救急業務について、救急救命士の知識・技術の向上と高規格救急自動車及び救急資器材の整備など救急体制の高度化と充実強化を図り、消防車・消防水利を含む消防施設、装備の近代化と消防力の充実を図っていく必要がある。

オ 公営住宅

民間賃貸住宅の少ない3地域にとって、公営住宅は重要な役割を担っており、高齢化や子育て支援など、多様な住宅需要に対応した住宅セーフティネットとしての公営住宅の整備が求められている。これまでも、北見市公営住宅等長寿命化計画に基づき、整備・保全・活用等を計画的に進めてきたが、老朽ストックは増加している。

今後も、公営住宅等の適切な更新及びライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。

カ その他関連施設

常呂地域と留辺蘂地域では、葬斎場・火葬場の施設整備を図ってきたが、老朽化してきており、今後も計画的な維持補修等の施設整備が必要である。

(2) その対策

ア 水道施設

- ・ 浄水場、配水管等の水道供給施設の保全と再構築

イ 下水道処理施設

- ・ 終末処理場・汚水管渠・雨水管渠など公共下水道施設の保全
- ・ 端野処理区と北見処理区を統合するための接続管及びポンプ施設整備
- ・ 公共汚水柵新設
- ・ 合併処理浄化槽の普及促進

ウ 廃棄物処理施設

- ・ ごみ収集体制の充実
- ・ ごみ処理施設の整備と広域化
- ・ ごみの減量化と再利用の推進
- ・ 産業廃棄物の適正処理の促進
- ・ し尿処理施設の整備

エ 消防・救急施設

- ・ 消防組織体制の充実
- ・ 消防車・消防水利を含む消防施設、装備の充実と近代化
- ・ 火災予防の推進
- ・ 高規格救急自動車及び救急資器材の整備、救急救命士の養成・採用等の救急体制の強化

オ 公営住宅

- ・ 公営住宅等長寿命化計画による計画的な建替・改善
- ・ 公営住宅の適切な維持管理

カ その他関連施設

- ・ 葬斎場施設の整備と管理運営の充実
- ・ 公園及び公園内公共施設の整備と緑化
- ・ みどりのネットワークと緑化思想の普及
- ・ 河川環境の整備
- ・ 自然環境の保全と調和
- ・ 防災・防犯対策、交通安全等、安全・安心の暮らしの確保

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|----------------------|-----------------------------|----------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1)水道施設 上水道 | 原水及び浄水施設整備事業（旧簡易水道施設） | 市 | |
| | | 送配水施設整備事業（旧簡易水道施設） | 市 | |
| | | 水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型） | 市 | |
| | その他 | 末端給水単独工事（松山配水池系統） | 市 | |
| | | (2)下水道処理施設 公共下水道 | 公共下水道事業 | 市 |
| | その他 | 特定環境保全公共下水道事業 | 市 | |
| | | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 民間 | |
| | | 漁業集落排水施設整備事業 | 市 | |
| | (3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設 | 旧端野廃棄物処理場浸出水処理施設管理事業 | 市 | |
| | | 常呂町一般廃棄物処理センター整備事業 | 市 | |
| | | リサイクルセンター機械整備事業 | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|------------------|----------|----|
| | (4)火葬場 | 斎場施設改修事業 | 市 | |
| | | 火葬炉等機器更新事業 | 市 | |
| | (5)消防施設 | 大型水槽車(Ⅱ型) | 市 | |
| | | 消防ポンプ自動車(CD-Ⅰ型) | 市 | |
| | | 消防ポンプ自動車(CD-Ⅱ型) | 市 | |
| | | 高規格救急自動車 | 市 | |
| | (6)公営住宅 | 市営住宅建替事業(親交団地) | 市 | |
| | | 市営住宅解体事業(緋牛内団地) | 市 | |
| | | 市営住宅解体事業(東方団地) | 市 | |
| | | 市営住宅改善事業(中央団地) | 市 | |
| | | 市営住宅建替事業(北進町団地) | 市 | |
| | | 市営住宅改善事業(新西町団地) | 市 | |
| | | 市営住宅改善事業(西町第1団地) | 市 | |
| | | 市営住宅解体事業(栄浦団地) | 市 | |
| | | 市営住宅改善事業(南町団地) | 市 | |
| | | 市営住宅建替事業(公園団地) | 市 | |
| | | 市営住宅解体事業(第2豊金団地) | 市 | |
| | | 市営住宅改善事業(旭南団地) | 市 | |
| | | 市営住宅改善事業(上町団地) | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----|
| | (7) 過疎地域持続 的発展特別事業 環境 | 市営住宅解体事業（滝湯団地） 環境美化推進事業 緑や花のまちづくりを推進し、快適な住環境の整備を図る。 飲用井戸水等対策事業 給水区域外における家庭用浄水器の設置、給水設備の整備への補助や水質検査の実施、衛生指導を行うことで、安心安全な飲用井戸水等の確保を図る。 そ族昆虫駆除事業 そ族昆虫等を駆除し、快適なまちづくりを推進する。 | 市 市 民間 民間 市 | |
| | 危険施設撤去 | 石北峠園地周辺維持補修事業 観光客が安全、快適かつ衛生的に石北峠園地を利用できるよう景観を整備し、集客を図る。 公共施設等老朽化対策事業 安全安心な住民生活を確保及び景観保全のため、老朽化した公共施設等の解体撤去や灯油漏えい対策等の所要の修繕を行い、安全に暮らせる地域社会の推進を図る。 | 市 市 | |
| | 防災・防犯 | 防犯対策推進事業 防犯対策を推進し、犯罪のない安心して暮らせるまちづくりを推進する。 | 市 | |
| | (8)その他 | 公園安全対策事業 遊具更新 野犬掃討車購入事業 | 市 市 | |

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施していく。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進



(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

少子化が大きな社会問題となっている中、3地域においても少子化の傾向は著しく、また、核家族化の進行や女性の社会進出など社会情勢の変化により、子育てに対するニーズも多様化しており、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実が求められている。

3地域では、老朽化した保育園や児童館等の整備充実に努めてきたが、今後も、多様化する子育てニーズに対応した施設等の整備が必要となるため、老朽化した保育園や児童館等を整備するにあたっては、地域の実情にあわせた統合も視野に入れた施設整備に努める必要がある。

イ 高齢者の福祉

3地域における高齢人口比率は、令和2年9月末現在、端野地域が39.3%、常呂地域が35.6%、留辺蘂地域が50.6%となっており、市全体においても33.6%と市民のおよそ3人に1人が高齢者である状況にある。

令和22年には44.4%に達することが見込まれるなど、今後さらに、要介護（要支援）認定者や認知症の方が増加することが予想される。

こうした実態を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、持続可能な介護サービスの提供を図るほか、地域包括ケアシステムの更なる推進など、地域で支えあう地域共生社会の実現が求められている。

ウ 母子福祉

3地域では、妊娠・出産において重要となる母体の健康状態の把握や出産・分娩を取り扱う医療機関が近場になく、移動において経済的に負担が強いられている状況にある。また、離婚等による母子世帯の多くは不安定な就労におかれ、経済的に恵まれない状況にあり、負担の軽減を図るため医療費の助成や住宅対策などを講じてきたが、自立を図るための相談や指導・助言などを行う体制の充実や母子会等の組織の充実など、きめ細かな施策が求められている。

エ その他の保健・福祉

3地域では、住民の健康増進のために各種検診、健康教室、健康相談、家庭訪問や健康診断など、きめ細かな保健活動を実施している。今後は、疾病の発病予防から再発予防、重症化予防に努めるとともに、他の関係機関との連携を図りながら保健指導や健康教育の充実を図る必要がある。

また、留辺蘂地域では、知的障がい者等を支援する施設が2施設と共同生活を援助する施設（GH）が9施設あり、社会福祉法人によって指導訓練・支援が実施されているが、内容の充実と就労の場の確保が課題となっている。

(2) その対策

ア 児童福祉

- ・ 低年齢保育の拡充と保育園等の統合を含む改修整備
- ・ 児童館など児童福祉施設の整備充実
- ・ 子育て支援団体の育成など子育て環境の改善整備

イ 高齢者の保健・福祉

- ・ 地域密着型サービスの基盤整備、多様な住まいの整備等の推進
- ・ 介護予防と健康づくり、社会参加の促進
- ・ 医療と介護の連携推進のための環境整備
- ・ 生活支援サービスの充実など、地域で支えあう体制づくりの推進
- ・ 認知症についての普及・啓発・サポート体制等の充実
- ・ 高齢者虐待の防止・早期発見、成年後見制度の利用促進等による権利擁護のための支援
- ・ 介護サービスを安心して利用できるよう、介護サービスを支える人材の確保や介護サービスの質の向上
- ・ 低所得者等への介護保険料、介護サービス利用料の軽減

ウ 母子福祉

- ・ 自立を促進する相談・指導体制の強化
- ・ 医療費助成の拡充など援護体制の強化
- ・ 妊産婦の健康診査・出産に係る援護体制の強化
- ・ 健康診査・保健相談などきめ細かな母子保健の充実

エ その他の保健・福祉

- ・ 障がい者の社会参加や障がい児の療育促進など障がい者福祉の充実
- ・ 地域福祉推進体制の強化
- ・ 福祉バスや高齢者送迎用バスなどの更新購入

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------------------|---------------------------|-----------------|----------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)児童福祉施設 児童館 | 児童館等整備事業 | 市 | |
| | (3)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター | 大和ノーマルセンター改修事業 | 市 | |
| | | 温根湯温泉福祉センター改修事業 | 市 | |
| | 老人ホーム | 特別養護老人ホーム整備事業 | 民間 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| | その他 | 静楽園施設設備等改修事業 | 市 | |
| | | 要援護高齢者福祉車両購入事業 | 市 | |
| | | デイサービスセンター整備事業 | 市 | |
| | | はあとふるプラザ改修事業 | 市 | |
| | (8) 過疎地域持続 的発展特別事業 | | | |
| | 高齢者・障害者福祉 | 福祉バス運行事業 教養と文化の向上、社会参加・健康の促進を図るため 福祉バスを運行し、高齢者などの活動範囲を拡充し福 祉向上を図る。 | 市 | |
| | | 敬老事業 数え年77歳以上の方を対象に各自治区単位で敬老 事業を実施し、市の発展に貢献されてきた高齢者をね ぎらい、健康と長寿をお祝いするとともに、市民への 敬老思想の啓発を図る。 | 市 | |
| | | 高齢者・障がい者バス料金助成事業 高齢者及び障がい者の自立と社会参加を支援するた め、路線バスに乗車できるバス乗車証を発行する。 | 市 | |
| | | いきいきふれあいの集い補助事業 在宅高齢者の交流機会拡充を図り健康相談や交流な どを通じ、社会参加や健康増進を推進する。 | 民間 | |
| | その他 | 妊産婦安心出産支援事業 妊婦の健康状態の把握や出産・分娩を取り扱う医療機 関が近隣にない妊婦を対象に、健康診査や出産・分娩 にあたり医療機関までの移動を支援するため、移動に 係る費用の一部を助成し、子育て環境の確保・向上を 図る。 | 市 | |

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

8. 医療の確保



(1) 現況と問題点

3地域における医療機関は、民間の病院・診療所が6か所あり、地域住民の健康管理や地域医療に重要な役割を果たしている。

しかしながら、各地域の医療機関の経営規模は小さいところが多く、診療科目や病床数も限られていることから、高度な医療については、北見地域に大きく依存している。

このような状況から、3地域の医療体制の充実と、救急医療体制の確立が求められている。

(2) その対策

- ・ 地域医療の充実
- ・ 救急医療体制の充実

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|----------------|-----------------|----------|----|
| 7 医療の確保 | (1) 診療施設 病院 | 常呂厚生病院医療機器等整備事業 | 民間 | |

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

9. 教育の振興



(1) 現況と問題点

ア 学校教育

3地域では、学校・家庭・地域が密接な連携を図りながら、教育機能を十分発揮し、次代を担う人材の健全育成に取り組む環境づくりに努めてきたが、少子化の急速な進行に伴い児童生徒数が減少し、学校の統廃合が進められてきた。

今後は、教育環境の向上に配慮し、学校施設長寿命化計画により、施設等を計画的に整備することが必要である。

イ 社会教育

3地域では、生涯学習機会の創出や活動の場の提供など、社会教育の向上に努めてきたが、住民の社会教育に対する期待やニーズはますます高まっている。

今後も、多様化・高度化する学習ニーズに対応し、学習活動を支援するため、それぞれの歴史・文化や地域特性等を生かした生涯学習事業の推進が必要となっている。また、安全で快適な学習の場や活動の場を提供する必要があるが、老朽化した社会教育施設の整備にあたっては、統合も視野に入れた地域の実情に合わせた環境整備に努める必要がある。

ウ コミュニティ活動・スポーツ振興

3地域では、これまでも地域資源を活用したさまざまなスポーツイベントやコミュニティ活動、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備などのスポーツ振興が図られてきた。

今後は、地域の枠を越えた交流機会の拡充や住民の自主活動の場の提供、コミュニティ活動やライフステージに応じた各種スポーツ教室など、スポーツの振興が重要な要素となることから、その活動に資する地域集会施設やスポーツ施設等の有効利用及び統合も視野に入れた施設整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

- ・ 学校施設長寿命化計画による計画的な整備
- ・ 教職員住宅の整備
- ・ スクールバスの整備

イ 社会教育

- ・ 社会教育施設等の整備・充実及び利用促進
- ・ 地域の特性を生かした生涯学習の振興
- ・ 郷土芸能や芸術文化の振興
- ・ 地域社会教育指導者の育成
- ・ 各種団体組織との連携・育成強化

ウ コミュニティ活動・スポーツ振興

- ・ 地域コミュニティ拠点施設の整備
- ・ スポーツ施設の整備
- ・ 各種スポーツ振興事業の推進

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------------------|----------------------|----------|----|
| 8 教育の振興 | (1)学校教育関連施設 スクールバス・ ポート | スクールバス整備事業 | 市 | |
| | 給食施設 | 常呂学校給食センター整備事業 | 市 | |
| | (3)集会施設、体育施設等 公民館 | 端野町公民館整備事業 | 市 | |
| | | 常呂町公民館整備事業 | 市 | |
| | | 留辺蘂町公民館整備事業 | 市 | |
| | 集会施設 | 地域生活センター整備事業 | 市 | |
| | | 常呂町多目的研修センター整備事業 | 市 | |
| | | 温根湯温泉多目的センター整備事業 | 市 | |
| | | 住民交流センター整備事業 | 市 | |
| | | 西区住民センター改修事業 | 市 | |
| | | 地域会館等整備事業 | 民間 | |
| | 体育施設 | 端野町農業者トレーニングセンター整備事業 | 市 | |
| | | 端野町屯田の杜公園整備事業 | 市 | |
| | | 常呂町スポーツセンター整備事業 | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------|----------|----|
| | | 常呂カーリングホール整備事業 | 市 | |
| | | 常呂町健康温水プール整備事業 | 市 | |
| | | 留辺蘂町体育館施設整備事業 | 市 | |
| | | 留辺蘂町弓道館整備事業 | 市 | |
| | | 旭運動公園整備事業 | 市 | |
| | 図書館 | 端野図書館改築事業 | 市 | |
| | | 端野図書館移動図書館車更新事業 | 市 | |
| | | 常呂図書館整備事業 | 市 | |
| | | 留辺蘂図書館整備事業 | 市 | |
| | | 留辺蘂図書館移動図書館車更新事業 | 市 | |
| | (4) 過疎地域持続 的発展特別事業 | | | |
| | 義務教育 | スクールバス運行事業 遠距離通学する児童生徒の負担軽減を図るとともに、 安全に安心して通学できる環境を整備する。 | 市 | |
| | | 教育振興事業 外国語指導助手を配置し語学力向上などの教育振興 を推進する。 | 市 | |
| | 高等学校 | 通学費補助事業 常呂高等学校への遠距離通学等の負担軽減を図る。 | 市 | |
| | 生涯学習・スポーツ | 高齢者大学活動事業 高齢者の学習機会や活動範囲を拡充し生涯学習の推 進を図る。 | 市 | |

10. 集落の整備



(1) 現況と問題点

・端野地域

本地域は、10集落で形成されており、常呂川流域の平野部分、その周りに広がる丘陵地帯に大きく分かれる。多くの集落が農業を基幹産業としているが、人口減少と高齢化が進み、地域の担い手は不足している状況にある。

国道39号沿いの二区、三区地区はこれまで企業誘致や定住分譲事業などの定住促進対策による効果が一定程度あったが、近年は人口が減少している。

今後は、道路や交通の利便性を生かし、計画的に地域の実情に合った居住環境の整備を図る必要がある。

・常呂地域

本地域の集落は、市街地区、漁業地区、農業地区の3地区に大別される。基幹である市街地区は、人口の約半数が生活する中心地区で、学校施設、教育文化施設、医療施設等が集中整備されてきた。漁業地区は、市街地区に接する海浜地帯とサロマ湖東岸地域にあり、それぞれ漁港及び漁業関係施設、水産加工場などがあり、生産と密着した住職近接型集落を形成している。農業地区は、個々に点在する農家の集合体といえるが、各小学校、地区集会施設等を中心に小規模ながら集中化が図られている。

集落を結ぶ交通網等は整備がされていることから、今後は地域の実情にあった居住環境の整備を図っていく必要がある。

・留辺蘂地域

本地域の集落は、留辺蘂地区、温根湯地区、大和地区、瑞穂地区の4地区に大別される。

昭和50年国勢調査の人口と平成27年同人口を比較すると、14,112人から6,381人と7,731人の減少となっており、減少傾向が続いている。この間、宅地分譲や持家住宅新築奨励補助制度など定住化対策を実施してきたが、人口減少は続いており、3地域の中でも人口減少率や高齢化率が最も高く、雇用や定住対策が課題となっている。

また、交通の面では、4集落は国道・道道で結ばれているが、これに通じる市道の舗装改良等の整備や地域の実情に合わせた交通手段の確保が求められている。

地域別集落数、総世帯数（H27国勢調査）

| 区分 | 端野地域 | 常呂地域 | 留辺蘂地域 |
|------|-------|-------|-------|
| 集落数 | 10 | 19 | 4 |
| 総世帯数 | 1,792 | 1,610 | 2,835 |

(2) その対策

- ・ 自然と調和した集落環境の保全
- ・ 防災対策の充実・強化
- ・ 治山・治水・海岸等の国土保全対策の促進
- ・ 定住化の促進と公共用地の有効利用

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|------|----------|----|
| 9 集落の整備 | | | | |

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。



(1) 現況と問題点

・端野地域

本地域は、屯田兵によって拓かれた地域であり、ゆかりの建物（屯田第四大隊第一中隊本部被服糧秣庫）が保存され、歴史民俗資料館では開拓者の肖像画が展示されている。その他、幹周日本一の大カシワや植生的に貴重なカタクリ群落などもあるが、その保護が課題となっている。

また、郷土芸能としての「豊穰太鼓」や「豊実神楽」は本地域固有の文化である。これら長い歴史の中で培われ、継承されてきた有形・無形の伝統や文化は、地域文化の向上、発展の基礎となるものであり、これまでも資料館を中心に歴史的資料の収集、展示、管理を行っているが、今後も引き続き保全・活用を図るとともに、まちづくりを担う次世代の人材育成からも、文化活動に参加する機会を拡充し、青少年の文化活動に対する支援等、地域の歴史や文化を保存、伝承していく環境整備が求められている。

・常呂地域

本地域には、北海道遺産にも認定された国指定史跡「常呂遺跡」をはじめとして、多くの遺跡がある。これは、規模的にも内容的にも他に類がなく、学術的にも内外から高く評価されている。

これを貴重な文化遺産として、継承・保存していくには、保護意識の普及啓発や観光資源やまちづくりの素材としての利用など、別な視点からの活用を検討していく必要がある。

また、住民のライフスタイルや価値観の多様化により、文化行政への関心が高まっている。まちづくりを担う次世代の人材の育成等からも、文化活動に参加する機会を拡充し、青少年の文化活動に対する支援等、地域の歴史や文化を支援する環境整備が求められている。

・留辺蘂地域

本地域は、北海道指定天然記念物「温根湯エゾムラサキツツジ群落」や歴史的建造物の「武華駅通」など貴重な文化財の保護・継承に努めてきており、今後も引き続き保全と活用を図っていく必要がある。

また、心の豊かさや芸術・文化を求める人たちが文化連盟を組織し活動しているが、会員の固定化や高齢化など組織運営に課題を持っているほか、活動の拠点である留辺蘂町公民館の施設設備等の充実など、活動を支援する環境整備が求められている。

(2) その対策

- ・ 古代遺跡及び史跡の整備、保存・活用
- ・ 各種文化財の調査研究、保存・活用
- ・ 伝統芸能の発掘・調査と郷土芸能の創造活動の支援
- ・ 郷土の資源を生かした研究開発と創作活動への支援
- ・ 郷土の歴史、風土、伝統文化などの発掘と相互学習
- ・ 芸術・文化の地元指導者の発掘養成
- ・ 地域文化団体及び各種サークル活動の推進
- ・ 地域文化祭等の各種芸術・文化振興事業の推進

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----|
| 10 地域文化の 振興等 | (1)地域文化振興 施設等 地域文化振興施 設 | 端野町歴史民俗資料館整備事業 端野陶芸工房整備事業 史跡常呂遺跡整備事業 温根湯エゾムラサキツツジ群落保護整備事業 | 市 市 市 市 | |

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進



(1) 現況と問題点

本市では、高い日照率を生かし、地元大学による研究や民間団体によるソーラーエネルギーの普及啓発活動など、官民協働によりソーラーエネルギーの利活用が推進されており、「ソーラーのまち北見」として広く認知されており、3地域でも、一般住宅には太陽光発電パネルが普及し、メガソーラー発電施設が各所に設置されている。

その他にも、留辺蘂地域では主要な基幹産業である農林業による豊かなバイオマス資源に恵まれているものの、広域分散である地域特性や関連産業の人手不足等により、十分な活用にまで至っていない状況であり、環境負荷の軽減や地域内経済循環のため、関連団体・事業者等と連携しながら、再生可能エネルギーの更なる利用を推進していく必要がある。

(2) その対策

- ・再生可能エネルギーの利活用と実践に向けた普及啓発
- ・地元大学等での研究開発の支援
- ・再生可能エネルギー技術の導入とエネルギー転換の促進

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 | 住宅用太陽光発電システム導入事業 新エネルギー高効率利用促進事業 木質ペレットストーブ等導入事業 | 民間 民間 民間 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 | 北見市次世代エネルギービジョン策定事業 環境やエネルギーを取巻く社会情勢の変化を踏まえ、地域の資源やエネルギーを有効活用する環境づくりのため、新たなエネルギービジョンを策定する。 | 市 | |

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合性

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施していく。

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項



(1) 現況と問題点

本市は、合併に伴い北海道で1番、全国でも4番目に広大な面積を有していることから、旧市町区域に自治区を設置し、地域自らの責任と選択に基づく住民参画と住民自治を推進するとともに、住民の意思が市政に反映され、住民と行政が密接に連携できる体制の構築及び地域の特性を生かした個性豊かな活力あるまちづくりに取り組み、特に過疎地域である端野自治区、常呂自治区、留辺蘂自治区においては、恵まれた自然環境を生かした第一次産業を中心として発展してきており、国内でも有数の食料基地として、まちづくりの根幹をなす主要施策として進めてきた。

しかしながら、社会経済情勢の変化、ライフスタイルや価値観の多様化、生活圏の拡大などにより、まちづくりの課題が多様化、複雑化し、地域によって抱える課題もさまざまである。特に、過疎地域である3地域では少子高齢化が著しく、持続可能なまちづくりや地域づくりには住民と行政がそれぞれの役割を発揮し、協働して課題を解決していくことが求められている。

地域の持続的発展と活性化へ向けた活動への支援、市政への市民参画の促進、世代を超えた住民同士のつながり強化などにより地域力の向上を図り、住民自治を推進していく必要がある。

(2) その対策

- ・ 地域の特性を生かしたまちづくり活動の推進
- ・ 各種活動団体の支援
- ・ 地域が持つ自然資源を活用した地域イベントの開催

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 12 その他地域の持 続的発展に関し必 要な事項 | (1) 過疎地域持 続的発展特別事業 | まちづくりパワー支援補助事業 市民が自ら考え、自ら実践する自主、自立性に基づく まちづくり活動を推進する。 | 市 | |
| | | まちづくり協議会事業 地域のさまざまな課題等を協議するなど地域自らの 責任と選択に基づき個性豊かなまちづくりを推進す る。 | 市 | |
| | | 住民自治推進交付金事業 地域の主体的な公益活動を推進するため住民自らが 取り組む自治意識の醸成を図り住民自治を推進する。 | 民間 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|-------------------------------------------------------|----------|----|
| | | 自治会活動推進事業 地域コミュニティの確立や安全安心のまちづくりを 支援し、活動の充実を図る。 | 民間 | |

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 | |
|-------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----|--|
| 1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成 | 移住・定住 | <p>地域おこし協力隊事業 地域との交流を通じ、地域活性化、人材定着を図る。</p> <p>若者地元定着促進事業 若者就職サポート専用ウェブサイトの運営、オホーツク合同企業セミナー（道央）の開催、U J I ターン促進支援事業の実施等を通じ、人材定着・U J I ターンの促進を図る。</p> <p>雇用創造推進事業 厚生労働省の地域雇用活性化推進事業を受託実施し、人材定着・U J I ターンの促進を図る。</p> <p>雇用就業推進事業 オホーツク合同企業セミナー（北見）の開催を通じ、人材定着・U J I ターンの促進を図る。</p> | 市 市 市 | | |
| | 地域間交流 | <p>姉妹都市等交流事業 地域間交流を行い、友好親善を深めるとともに、交流を通じて地域の活性化を図る。</p> <p>ふるさと会事業 各地域のふるさと会等との交流により地域の活性化を図る。</p> | 民間 市 | | |
| | 人材育成 | <p>ものづくり人材育成事業 北海道立北見高等技術専門学院への入校生に対して奨励金を交付し、地域における「ものづくり人材」の確保を図る。</p> | 市 | | |
| | 2 産業の振興 | 第1次産業 | <p>多面的機能支払交付金事業 水路、農道、法面等、農業を支える共用の整備を維持管理し、共同作業により地域の営農を推進する。</p> | 民間 | |
| | | | <p>次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業 道営農業農村整備事業に係る農家負担額を軽減し、生産基盤整備を促進する。</p> | 道 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 4 交通施設の 整備、交通手段 の確保 | 商工業・6次産業化 | 商業活性化推進事業 商業の振興や活性化の推進を図る。 | 民間 | |
| | 観 光 | 地域まつり・イベント事業 地域資源を活用したまつりやイベントを行い、観光及び地域活性化を図る。 | 民間 | |
| | | 観光物産振興団体等補助事業 地域資源を活用した観光や物産等の振興を図る。 | 民間 | |
| | | 観光商品開発事業 通年・滞在型の観光商品の開発を行い、観光振興を図る。 | 市 | |
| | その他 | 有害鳥獣対策事業 有害鳥獣に対する駆除及び侵入防止対策を行い農作物被害の防止を図る。 | 市 | |
| | | 北見市中小企業振興基本条例推進事業 中小企業向けセミナーの開催、スタートアップ企業輩出支援、創業費用補助を行い創業者の促進を図る。 | 市 | |
| | 公共交通 | 地域公共交通活性化事業 地域の実情に合った交通システムの検討・導入、バス利用促進を推進する。 | 市 | |
| | | JR 石北本線維持対策事業 JR 石北本線の利用促進に係る広報活動や、利用促進事業への助成等により鉄道の維持・存続を図る。 | 市 | |
| | | 地方バス路線維持対策事業 生活バス路線の確保・維持することにより住民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。 | 市 | |
| | その他 | 交通安全思想普及事業 交通安全に対する思想普及を推進し、交通事故のないまちづくり活動を推進する。 | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----|
| 5 生活環境の 整備 | 環境 | <p>地籍成果修正事業（計画修正面積A=125.74ha） 前回の地籍調査から相当の年数が経過している地籍成果を修正し、境界問題の是正を図る。</p> <p>環境美化推進事業 緑や花のまちづくりを推進し、快適な住環境の整備を図る。</p> <p>飲用井戸水等対策事業 給水区域外における家庭用浄水器の設置、給水設備の整備への補助や水質検査の実施、衛生指導を行うことで、安心安全な飲用井戸水等の確保を図る。</p> <p>そ族昆虫駆除事業 そ族昆虫等を駆除し、快適なまちづくりを推進する。</p> <p>石北峠園地周辺維持補修事業 観光客が安全、快適かつ衛生的に石北峠園地を利用できるように景観を整備し、集客を図る。</p> | 市 市 民間 民間 市 市 | |
| 6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進 | 危険施設撤去 防災・防犯 高齢者・障害者福祉 | <p>公共施設等老朽化対策事業 安全安心な住民生活を確保及び景観保全のため、老朽化した公共施設等の解体撤去や灯油漏えい対策等の所要の修繕を行い、安全に暮らせる地域社会の推進を図る。</p> <p>防犯対策推進事業 防犯対策を推進し、犯罪のない安心して暮らせるまちづくりを推進する。</p> <p>福祉バス運行事業 教養と文化の向上、社会参加・健康の促進を図るため福祉バスを運行し、高齢者などの活動範囲を拡充し福祉向上を図る。</p> | 市 市 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 8 教育の振興 | その他 | <p>敬老事業</p> <p>数え年77歳以上の方を対象に各自治区単位で敬老事業を実施し、市の発展に貢献されてきた高齢者をねぎらい、健康と長寿をお祝いするとともに、市民への敬老思想の啓発を図る。</p> | 市 | |
| | | <p>高齢者・障がい者バス料金助成事業</p> <p>高齢者及び障がい者の自立と社会参加を支援するため、路線バスを乗車できるバス乗車証を発行する。</p> | 市 | |
| | | <p>いきいきふれあいの集い補助事業</p> <p>在宅高齢者の交流機会拡充を図り健康相談や交流などを通じ、社会参加や健康増進を推進する。</p> | 民間 | |
| | その他 | <p>妊産婦安心出産支援事業</p> <p>妊婦の健康状態の把握や出産・分娩を取り扱う医療機関が近隣にない妊婦を対象に、健康診査や出産・分娩にあたり医療機関までの移動を支援するため、移動に係る費用の一部を助成し、子育て環境の確保・向上を図る。</p> | 市 | |
| | 義務教育 | <p>スクールバス運行事業</p> <p>遠距離通学する児童生徒の負担軽減を図るとともに、安全に安心して通学できる環境を整備する。</p> | 市 | |
| | 高等学校 | <p>教育振興事業</p> <p>外国語指導助手を配置し語学力向上などの教育振興を推進する。</p> | 市 | |
| | 高等学校 | <p>通学費補助事業</p> <p>常呂高等学校への遠距離通学等の負担軽減を図る。</p> | 市 | |
| | 生涯学習・スポーツ | <p>高齢者大学活動事業</p> <p>高齢者の学習機会や活動範囲を拡充し生涯学習の推進を図る。</p> | 市 | |
| | 生涯学習・スポーツ | <p>スポーツ推進活性化事業</p> <p>地域の特色あるスポーツ大会などを開催しスポーツの推進と地域の活性化を図る。</p> | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----|
| 11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進 | 再生可能エネルギ ー利用 | <p>芸術文化振興事業 芸術・文化などの鑑賞・発表の機会の充実を図る。</p> <p>北見市次世代エネルギービジョン策定事業 環境やエネルギーを取巻く社会情勢の変化を踏まえ、 地域の資源やエネルギーを有効活用する環境づくり のため、新たなエネルギービジョンを策定する。</p> | 市 市 | |
| 12 その他地域 の持続的発展 に関し必要な 事項 | | <p>まちづくりパワー支援補助事業 市民が自ら考え、自ら実践する自主、自立性に基づく まちづくり活動を推進する。</p> <p>まちづくり協議会事業 地域のさまざまな課題等を協議するなど地域自らの 責任と選択に基づき個性豊かなまちづくりを推進す る。</p> <p>住民自治推進交付金事業 地域の主体的な公益活動を推進するため住民自らが 取り組む自治意識の醸成を図り住民自治を推進する。</p> <p>自治会活動推進事業 地域コミュニティの確立や安全安心のまちづくりを 支援し活動の充実を図る。</p> | 市 市 民間 民間 | |